

**一般社団法人キャッシュレス推進協議会
入会及び退会規程**

2018年7月

第1条 目的

- 1 本規程は、定款第6条及び第8条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本規程は、定款第5条に定める全ての会員及び会員になろうとする者に適用される。

第2条 入会申込

一般社団法人キャッシュレス推進協議会(以下「本協議会」という。)の会員になろうとする者は、所定の入会申込書及び別途定める添付書類を本協議会事務局(以下「事務局」という。)に提出しなければならない。

第3条 入会承認

- 1 事務局は、前条の申込があった場合、速やかに入会申込概要書を作成し、理事会へ報告を行う。
- 2 理事会は、前項の報告を受けた場合、審議の上、入会の諾否を決するものとし、理事会が入会を承認した時点で、当該申込者は、会員になるものとする。ただし、次条に基づき通知された期日に年会費の納入がなされなかったときは、本項による承認は、その承認日に遡ってその効力を失う。
3. 理事会は、前条の入会申込者(法人にあっては、その役員を含む。)が以下の各号のいずれかに該当するときは、その入会を承認しないことができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (5) 法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は協会の定款その他の規

則に違反し、法に基づく営業の許可、登録等の取消し又は協会から除名の処分を受けたことがあるものであるとき

- (6) 役員等が刑事事件(微罪を除く。)の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されているものであるとき
- (7) 納税に関し、犯則事件として調査を受け告発されているものであるとき
- (8) 業務上遵守すべき法令等に違反しており、又は関係行政庁の処分に従っていないものであるとき
- (9) 銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失っているものであるとき
- (10) 第2条に基づき提出した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けているとき
- (11) その他、本協議会の信用を害するおそれがあるなど正当な事由があるとき

第4条 入会通知

1 理事会は、前条第2項に定める入会の諾否の結果を、事務局経由で申込者に通知する。

2 前項の入会通知に際しては、以下の事項を通知するものとする。

- (1) 入会区分
- (2) 当初参加プロジェクト
- (3) 会費額
- (4) 振込先
- (5) 振込期日

第5条 入会区分

1 入会区分については、理事会にて別に定める。

2 入会区分については、申込書及び申込者の事業等から、事務局にて判断し、第3条に規定する「入会申込概要書」に記載の上、理事会の審議を得るものとする。

第6条 退会

1 本協議会を退会しようとするときは、所定の退会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 事務局が前項の退会申込書を受領し、退会処理を完了した時点で退会となる。

3 すでに納付した、会費については返還しない。

第7条 その他

本規程の改正については、社員総会における承認を得なければならない。

第8条 附則

本規程は、本協議会の登記をした日から施行する。